

三田市霊苑 合葬式墓所 ご使用上の注意事項

お申込みに際し、注意事項やよくあるお問い合わせをまとめましたので、合葬式墓所募集パンフレットとともにご一読下さい。

【全体の注意事項】（「埋蔵」とは、焼骨を納骨することです。）

- 1 合葬式墓所の使用にあたっては、「墓地、埋葬に関する法律」、「三田市霊苑条例」、「三田市霊苑条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
- 2 次の場合には、合葬式墓所の使用許可が取消されます。
 - ・合葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - ・合葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。
 - ・偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
 - ・墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令に違反したとき。
- 3 法要等について、市では慰霊祭などの祭祀行事は行いませんが、埋蔵時やモニュメント前での墓参の際に各自で法要等をなさることに特に制限は設けていません。
ただし、他の墓参客の迷惑にならないこと、墓参客が多い盆、彼岸の時期は避けていただくこと、施設が破損する恐れがないことなどに留意していただいた上で行ってください。

【申込に関すること】

- Q 1 生前のうちに夫婦揃って申込をする場合、使用許可申請書（申込書）は2通提出いただきますが、「自己の生前申込」、「親族の生前申込」のどちらを使用すれば良いか。
- A 1 どちらで申し込んでいただいても構いません。
ただし、「親族の生前申込」の場合、申請者がお亡くなりになられた際は、ご親族のどなたかに承継（使用権の引継）をしていただく必要があります。

- Q 2 「自己の生前申込」の祭祀主宰予定者の記載欄について、身寄りがいない場合は民生委員などの知人でも申込可能か。
- A 2 祭祀主宰予定者欄はどなたでも可能です。また、祭祀主宰予定者の設定ができない場合は空欄でも構いません。本人が死亡後埋蔵時に、焼骨と規定に定める書類を持参した方を祭祀主宰者とします。
- Q 3 同一申請者が同時に複数の申込をする場合、住民票もそれぞれ必要か。
- A 3 申請者の住民票は1通で可能です。
また、夫婦が互いに申込み場合や子が両親のために申込み場合は、同一世帯であれば、住民票は世帯全員のを1通で可能です。
- Q 4 改葬（別の墓地から焼骨を移すこと）での申込をする場合、改葬許可証には「〇〇家先祖代々」や住所等が「不詳」といった内容の場合でも申込可能か。
- A 4 改葬許可証があれば可能です。
なお、本来は合葬者1人あたりの使用料ですが、先祖代々の場合は、焼骨を骨壺等に入れていただき、その数を申込数として受付します。

【使用、埋蔵に関すること】

- Q 5 夫婦の生前申込等で「一時安置室」を申込する場合、先に埋蔵された焼骨の隣にあとの焼骨を埋蔵することは可能か。
- A 5 できません。ただし、記名板は可能です。
- Q 6 焼骨をお持ちの方で「一時安置室」を申込する場合、埋蔵までの期限はあるのか。
- A 6 使用許可日から1年以内に埋蔵してください。
- Q 7 生前申込で「一時安置室」を申込する場合、埋蔵までの期限はあるのか。
- A 7 死亡日から1年以内に埋蔵してください。
- Q 8 家族、親族の手で埋蔵できるのか。
- A 8 原則として、家族、親族等の方に埋蔵していただきます。

- Q 9 納骨袋の扱いについて詳しく知りたい。
- A 9 「直接合葬方式」の場合は、埋蔵の届出時に納骨袋をお渡ししますので、焼骨を移し替えたうえで、埋蔵日に現地へお持ちいただきます。その際、故人様の生前の氏名を納骨袋へ記入いただきます。
- 「一時安置室」の場合は、安置期間経過後に職員が骨壺から納骨袋へ移し替え、合葬室へ埋蔵します。この際の立会い等はできません。
- なお、納骨袋は、三田市役所環境創造課窓口と三田市霊苑管理事務所にサンプルをご用意しています。
- Q 10 一時安置室に埋蔵できる骨壺の大きさを知りたい。
- A 10 幅および奥行き 22 c m、高さ 26 c m 以下までです。規定の寸法を超えるものは、収納できませんので移し替えてください。
- Q 11 2 体の焼骨を 1 つの骨壺に入れて埋蔵することは可能か。
- A 11 使用料は 2 体分ですが、骨壺に入れば可能です。なお納骨袋も同じです。
- Q 12 合葬式墓所から改葬（別の墓地に焼骨を移すこと）したいが可能か。
- A 12 「一時安置室」に埋蔵されている期間は、改葬や分骨は可能です。
- なお、「合葬室」に埋蔵された焼骨は一切返還することができませんので、ご了承のうえお申込みください。
- Q 13 一時安置室から合葬室へ焼骨を移す日を知りたい。
- A 13 一時安置室に埋蔵した日から規定の期間を経過した日以降に移します。
- Q 14 一時安置室での埋蔵期間は延長できるのか。
- A 14 合葬室への移動前であれば、1 回に限り 10 年間延長することが可能です。その際の延長料は 5 万円です。

【記名板に関すること】

- Q 15 記名板に「〇〇家」と表記できるのか。
- A 15 規定以外の表示はできません。規定の刻字内容は以下の 4 種類のみです。
- (1) 埋蔵者名のみ (2) 埋蔵者名、死亡年月日、死亡時年齢、
- (3) 埋蔵者名、生年月日、死亡年月日 (4) 埋蔵される夫婦等の連名
- 詳しくはパンフレットをご確認ください。

Q16 記名板に夫婦等連名を刻字する場合、生前のうちに刻字されるのは抵抗がある。2体とも埋蔵後に刻字することは可能か。

A16 2体とも埋蔵された時に合わせて連名で刻字します。なお、先に埋蔵された方を先行して刻字することはできません。(先行して刻字する場合は、単名で2名分申込み、後に埋蔵された時に先に埋蔵された方と並べて配置することは可能です。)

Q17 記名板への戒名表記は可能か。

A17 できません。生前の住民票にある氏名を刻字します。

【その他】

Q18 使用許可書を紛失した。

A18 使用許可書を再交付します。手続きには、申請者の住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）が必要です。なお、既に埋蔵されている場合は、使用許可書が必要になることはありません。

Q19 申請者の住所、氏名等が変わった。

A19 使用許可書を再交付します。手続きには以下のものが必要です。なお、既に埋蔵されている場合は、使用許可書が必要になることはありません。

- ・合葬式墓所使用許可書
- ・申請者の住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）

Q20 合葬式墓所を使用しなくなった。

A20 焼骨を埋蔵しておらず、かつ、使用許可日から2年以内に合葬式墓所の使用取りやめの届出をされた場合は、納入された使用料の半額をお返しします。

Q21 「親族の生前申込」の場合、未使用のまま申請者が死亡した。

A21 使用者承継（使用者名義の変更）手続き後、新しい使用許可書を交付します。手続きには以下のものが必要です。

- ・合葬式墓所使用許可書
- ・継承者の住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）

三田市 環境創造課 電話：079-559-5064 FAX：079-562-3555

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号